

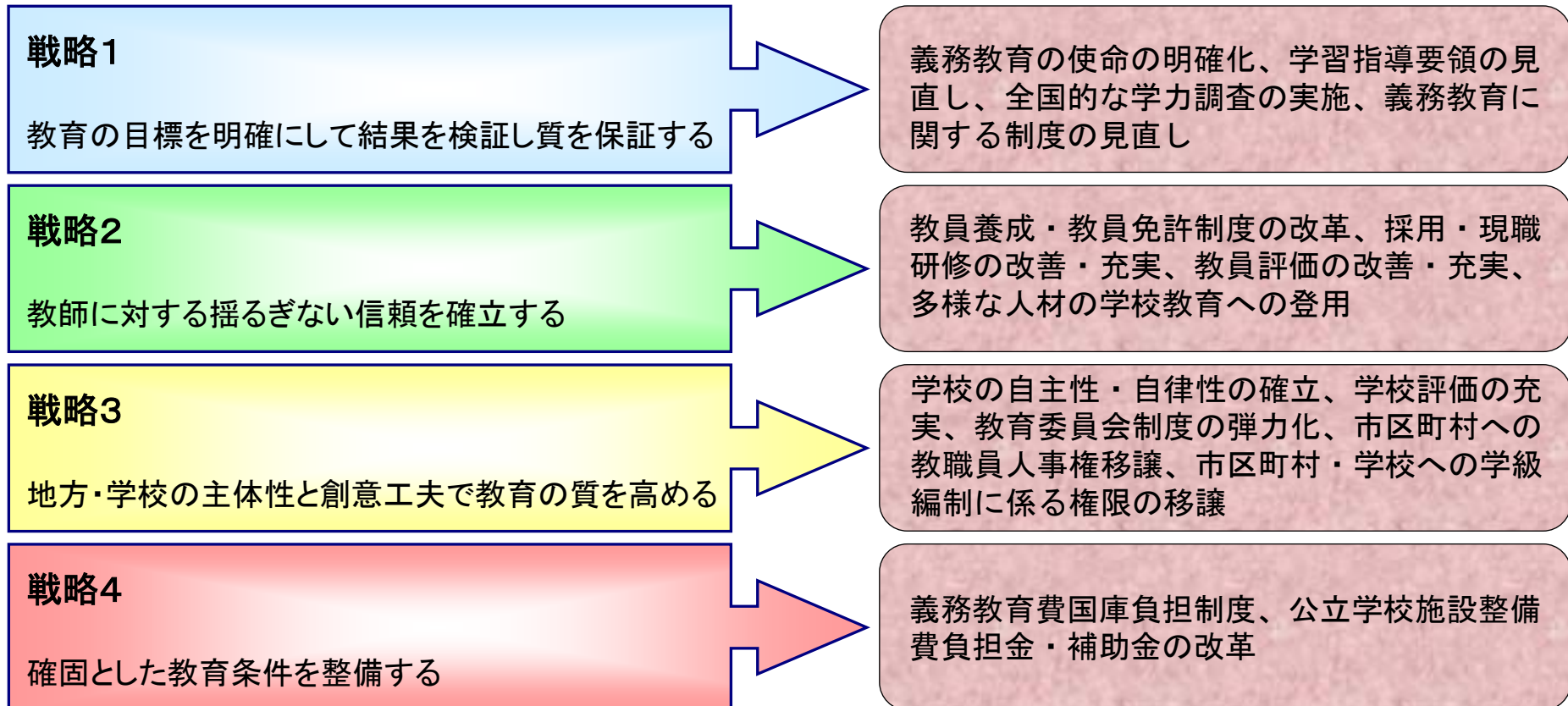
義務教育の構造改革スケジュール

義務教育の構造改革とは

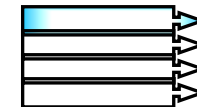
- ①国が目標設定と基盤整備（インプット）
- ②市区町村、学校の権限と責任の拡大（プロセス）
- ③教育の成果の検証（アウトカム）



～ 4 つの教育国家戦略～

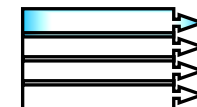


戦略1 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する①



項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p>義務教育の使命の明確化と制度の弾力化</p>	<p>○目標の明確化 義務教育の到達目標を明確化。(学校教育法の改正)</p> <p>○制度の弾力化 ・設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置するための可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討。 ・不登校等児童生徒について、学校外の教育施設での学修を就学義務の履行とみなす仕組み等の検討。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p>	<p>中央教育審議会初中分科会で更に議論</p>	<p>制度改正</p>
<p>確かな学力の向上</p>	<p>○学習指導要領の見直し ①基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考え行動する力を育成。 ②学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高める。 ③基本的な生活習慣、学習習慣を確立。 ④国際社会に生きる日本人としての自覚を育成。</p> <p>○全国的な学力調査の実施 児童生徒の学習到達度・理解度を全国的に把握検証し、教育指導や児童生徒の学習の改善充実に活用。(小6・中3を対象に国語、算数・数学で実施)</p>	<p>中央教育審議会教育課程部会で専門的・具体的に検討</p>	<p>学校教育法の見直しの状況等も踏まえつつ、学習指導要領を改訂</p>	<p>調査の実施</p>
		<p>17年中教審答申(平成17年10月26日)</p> <p>検討会議</p>	<p>準備</p>	<p>調査の実施</p>

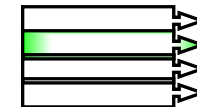
戦略1 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する②



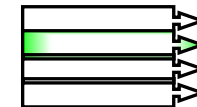
項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p>幼児期からの「人間力」の向上</p>	<p>○幼稚園教育要領の見直し 義務教育との接続の視点を踏まえ、幼稚園の教育内容の改善・充実を図るとともに、地域における幼児教育を支援する役割(センター的機能)を拡充。</p>	<p>中央教育審議会 教育課程部会で 専門的・具体的に 検討</p>	<p>幼稚園教育 要領を改訂</p>	
	<p>○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)の本格実施 親の就労事情等にかかわらず、教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組みを制度化。</p>	<p>総合施設モデル 事業の実施</p>	<p>制度創設・ 本格実施</p>	
<p>特別支援教育の推進</p>	<p>○盲・聾・養護学校の「特別支援学校」への転換 ・盲・聾・養護学校を障害種別を超えた「特別支援学校」に転換するとともに、地域の小中学校等を支援する役割(センター的機能)を付与。 ・児童生徒の障害の重度・重複化やセンター的機能等にも対応した「特別支援学校教員免許状」を創設。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年12月8日)</p>	<p>制度改正</p>	<p>本格実施</p>



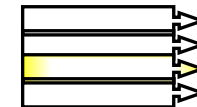
項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p style="text-align: center;">特別支援教育の推進</p>	<p>○小・中学校におけるLD等を含む障害のある子どもに対する教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LD、ADHDを新たに通級による指導の対象とするなど、関係省令の改正。 ・特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援など、特殊学級の弾力的な運用を推進。 ・「特別支援教室(仮称)」の構想については、研究開発学校やモデル校などの取り組みも踏まえつつ検討。 	<p style="text-align: center;">(平成17年12月8日) 中央教育審議会答申</p>	<p style="text-align: center;">省令改正</p> <p style="text-align: center;">本格実施</p> <p style="text-align: center;">事業の実施</p> <p style="text-align: center;">研究開発学校等で取組・検討</p>	Empty space for the next year's content



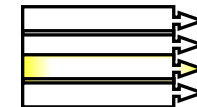
項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p>教員養成・免許制度の改革</p>	<p>○教職課程の質的水準の向上 大学における組織的指導体制の整備や事後的な外部評価制度の導入など、教職課程の改革を促進。</p> <p>○「教職大学院」制度を創設 より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度を創設。</p> <p>○「教員免許更新制」を導入 教員免許状取得後も、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力が確実に保持されるための措置を講ずる。</p> <p>○採用、現職研修の改善・充実 採用に関しては、求める教員像を明確化する等採用選考の一層の改善・工夫等を図るよう促進し、現職研修については、初任者研修等の内容・方法や、評価の在り方等の改善・工夫を図る。</p>	<p>中央教育審議会中間報告（平成17年12月8日）</p>	<p>答 申</p>	<p>制 度 改 正、 大 学 ・ 都 道 府 県 へ の 指 導 等</p>
<p>教員評価の改善・充実、多様な人材の学校教育への登用</p>	<p>○教員評価の改善・充実 教員評価の結果を給与等の処遇に反映させるなど、新しい教員評価システムの一層の改善を図る。</p>	<p>委嘱調査研究事業の実施</p>	<p>○各都道府県における新しい教員評価の実施について指導等</p>	<p>○評価結果を給与等の処遇に反映させるなど改善充実を図るため新たな委嘱調査研究の実施</p>



項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p>教員評価の改善・充実、多様な人材の学校教育への登用</p>	<p>○優秀教員の表彰 優れた教師を顕彰し、それを処遇に反映させたり、教師の表彰を通じて社会全体で教師に対する信頼感と尊敬の念が醸成されるような環境を培う。</p> <p>○指導力不足教員への対応 全都道府県・指定都市教委で構築された指導力不足教員に適切に対処するシステムの運用についてさらに厳正な運用を促す。</p> <p>○条件附採用期間制度の厳正な運用 真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されるよう都道府県・指定都市教委にその厳正な運用を促す。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p>	<p>都道府県への指導等</p>	
	<p>○多様な人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者、企業人など多様な人材の積極的登用。 教頭への民間人の登用。 	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p> <p>省令改正</p>	<p>都道府県への指導等</p>	

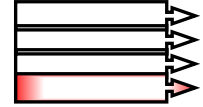


項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p style="text-align: center;">学校の組織 運営の改革</p>	<p>○学校・校長の権限拡大 教員の公募制、FA制等人事、予算などの学校・校長の権限の拡大。</p>	<p>中央教育審議会答申（平成17年10月26日）</p>	<p>都道府県への指導等</p>	
	<p>○学校評価システムの構築による義務教育の質の保証・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱的な学校評価のガイドラインの策定。 ・自己評価の実施とその結果の公表を義務化。 ・第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め評価充実策を検討。 	<p>中央教育審議会答申（平成17年10月26日）</p> <p>学校評価のガイドラインの策定</p>	<p>各地域における評価の実践研究 ・第三者評価の試行</p>	<p>制度改正</p>
	<p>○保護者・住民の学校運営への参画 保護者・地域住民の学校運営への参画と協力の推進。</p>	<p>中央教育審議会答申（平成17年10月26日）</p>	<p>都道府県への指導等</p>	



項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<p>教育委員会 制度の改革</p>	<p>○教育委員会制度の弾力化 それぞれの自治体の実情にあわせた行政が執行できるよう、 ①教育委員の数を3人以上で条例で定める数とすること ②首長と教育委員会の権限分担について文化、スポーツ等については首長が担当することも可能とすることを実施。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p>	<p>制度改正</p>	
	<p>○中核市等への人事権の移譲 当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲するとともに、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることについて検討。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p>	<p>関係団体との協議等</p>	<p>制度改正</p>
<p>国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割の改革</p>	<p>○学校・市区町村の学級編制に係る権限の移譲 ・義務標準法による教職員の標準定数を都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改正。 ・学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が実施できるよう現行の学級編制の仕組みを見直し。</p>	<p>中央教育審議会答申 (平成17年10月26日)</p>	<p>関係団体との協議等</p>	<p>制度改正</p>

戦略4 確固とした教育条件を整備する



項目	方 策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
確固とした教育条件の整備	<p>○義務教育費国庫負担制度の改善 小・中学校及び盲・聾学校と養護学校の国庫負担制度を一本化し、地方の自由度の拡大を図る。</p>	<p>17年10月26日 中教審答申（平成）</p> <p>→ 制度改正</p>	<p>→ 実施</p>	
	<p>○教職員給与の見直し 教職員給与の在り方全般について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う。</p>	<p>→ 検討</p>	<p>→ 結論</p>	<p>→ 20年春に 制度改正</p>
	<p>○公立学校施設整備費負担金・補助金の改革 ・地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障しよう検討。 ・早急な耐震化を図るため、改築(全面建て替え)からコストの安い改修への転換など、より効率的な整備手法に重点を移すよう検討。</p>	<p>平成17年10月26日 中央教育審議会答申</p> <p>→ 制度改正</p>	<p>→ 実施</p>	
	<p>○市町村費負担教職員任用の制度化 ・地域における特色ある教育を推進するため、市町村が給与を負担して小中学校の教職員を任用する構造改革特区事業の全国化。 ・市町村教委が実施する研修の旅費の負担を可能とする。</p>	<p>平成17年10月26日 中央教育審議会答申</p> <p>→ 制度改正</p>		